

# 看護関連施設基準・食事療養等の実際（平成30年4月版） 追補(3)

2019年5月 社会保険研究所

以下の事務連絡により、本書の内容に追加情報等がありましたので、追補いたします。

- 平成31年4月17日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その14）
- 平成31年4月24日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 平成31年度における「データ提出加算」の取扱いについて

## 疑義解釈資料（事務連絡）

### 134頁 基本診療料 3：病院の入院基本料の施設基準等（通則事項）

その14（平成31年4月17日・事務連絡）

#### 【重症度、医療・看護必要度】

問1 歯科の入院患者は一般病棟用の重症度・医療、看護必要度Ⅱの評価の対象となるか。

答 対象とならない。ただし、同一入院中に医科の診療も行う期間については、評価の対象とする。施

### 932頁 特掲診療料 5-1：疾患別リハビリテーション

その14（平成31年4月17日・事務連絡）

問5 平成31年4月1日以降も、入院中の要介護被保険者等（要支援・要介護認定を受けている者）である患者に対して、区分番号「H001」の注4の後段、区分番号「H001-2」の注4の後段又は区分番号「H002」の注4の後段に規定する診療料は算定することは可能か。

答 従前のおおりに、入院中の要介護被保険者等については、標準的算定日数を超えて月13単位に限り算定することは可能。

問6 入院中の患者以外の患者であって、要介護被保険者等ではない患者に対して、標準的算定日数を超えて疾患別リハビリテーション料を算定することは可能か。

答 従前のおおりに算定することは可能。

問7 平成31年3月中に区分番号「H001」の注4の後段及び注5、区分番号「H001-2」の注4の後段及び注5並びに区分番号「H002」の注4の後段及び注5に規定する診療料（以下「維持期・生活期リハビリテーション料」という。）を算定していた患者が、4月中に別の施設において介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションを開始した場合、4月、5月及び6月に維持期・生活期リハビリテーション料を算定することは可能か。

答 当該事例の場合、4月、5月及び6月の3月に限り、1月7単位まで算定することは可能。

問8 疾患別リハビリテーション料を算定していない患者に対し、選定療養としてリハビリテーションを実施することは可能か。

答 不可。

関係事務連絡

平成31年度における「データ提出加算」の取扱いについて

（平成31年4月24日 厚生労働省保険局医療課）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日付け保医発0305第2号。以下「施設基準通知」という。）の別添3の第26の4において、データ提出加算の施設基準等が定められているところですが、平成31年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いは下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、平成32年〔2020年〕3月31日までの経過措置の対象となっている病院であって平成32年4月以降も引き続きデータ提出加算が要件となっている入院基本料等を算定する場合、今年度中にデータ提出加算の届出が必要となります。今年度中に届出をするためには、遅くとも第3回スケジュールで手続きを進める必要があることにご留意いただき、手続き漏れ等が発生しないようあわせて周知をお願いいたします。

記

1 データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成31年4月1日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院でない病院

(1) 必要な届出等の流れについて

- ① 当該病院は、施設基準通知に定める **様式40の5** を、平成31年〔2019年〕5月20日、8月20日、11月20日又は平成32年〔2020年〕2月20日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。
- ② **様式40の5** の届出を行った病院は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して2月分（当該届出の期限が平成32年2月20日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む2月分）の試行データを作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が**様式40の5** を受領した後、DPC調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。
- ③ 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として保険局医療課より、事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を当該医療機関の担当者あてに電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。
- ④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める **様式40の7** を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算2を届け出ること。
- ⑤ **様式40の7** の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期（※）からデータを作成（以下「本データ」という。）し、「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）において指定する期日及び方法により、DPC調査事務局に提出すること。

（※）例として、

- ・ 様式40の7を9月30日に受理された場合→7～9月分データから提出
  - ・ 様式40の7を10月1日に受理された場合→10～12月分データから提出
- が必要となる。受理日で判断することに留意。

**(2) 試行データの作成及び提出方法について**

本データに準じた取扱いとするため、作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。なお、データ提出加算2の届出を希望する病院であっても、試行データの作成においてはEF統合ファイルは入院のみの作成とし（外来は作成不要）、試行データ作成対象月の入院症例全てについて作成すること。

	様式40の5 届出期限	試行データ 作成対象月	様式1の作成対象症例		試行データ 提出期限
			入院日	退院転棟日	
第1回目	5月20日	6月、7月	6月1日入院～	6、7月退院転棟	8月22日
第2回目	8月20日	9月、10月	9月1日入院～	9、10月退院転棟	11月22日
第3回目	11月20日	12月、1月	12月1日入院～	12、1月退院転棟	2月22日
第4回目	2月20日	2月、3月	2月1日入院～	2、3月退院転棟	4月22日

※ 第4回目の試行データのみ、作成対象月が様式40の5届出期限の月を含めた2月分になっていることに注意すること。

※ 平成32年〔2020年〕3月31日まで経過措置の対象となっている病院であって、平成32年4月1日以降も引き続きデータ提出加算が要件となっている入院基本料等を算定するためには、遅くとも第3回目のスケジュールで手続きを進めるようにすること。

**(3) 本データの作成及び提出方法について**

作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日付け保医発0305第1号）に定めるとおり、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合は、当該月の翌々月において、データ提出加算を算定することができない。また、提出データ評価加算についても、データ提出加算を算定できない月がある場合、当該月から6か月間算定できなくなるため、十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、DPC調査事務局宛に当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）、提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をいう。

また、様式1は、試行データ作成対象月の初月の1日以降の入院症例であって、本データ作成対象月の退院転棟症例について作成すること。

（例）平成31年〔2019年〕5月20日までに様式40の5の届出を行い、6月及び7月の試行データ提出等を経て9月末日までに様式40の7の届出を受理された病院は、7月から9月の本データを作成することとなるが、当該データ（様式1）は、平成31年6月1日以降に入院し、7月から9月に退院転棟した患者を対象とする。

**2 データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成31年4月1日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院である病院**

「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないDPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータの内容と、本データとの内容に相違が生じない場合に限り、様式40の7の届出のみを行うことで当該加算を算定できる。

ただし、様式40の7の届出をする前に様式40の8の届出実績がある病院及び平成31年〔2019年〕3月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であってデータ提出加算の届出を行っていない病院については、次の手続きによること。

- ① 当該病院は、様式40の5を、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。

当該届出を行った病院は、当該届出が地方厚生（支）局に受理された月の属する四半期分のデータを提出する際には、通常DPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータ（全病棟）を作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、このデータを試行データとして見なすため、提出期限は通常のスケジュールと同様である。

- ② 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出されたデータが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、保険局医療課よりデータ提出事務連絡を当該医療機関の担当者あてに電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。
- ③ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、**様式40の7**を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算2を届け出ること。
- ④ **様式40の7**の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期分からその他病棟グループを含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりDPC調査事務局に提出すること。

### 3 データ提出加算1（入院データ）から加算2（入院データ及び外来データ）への変更を希望する病院

- (1) データ提出加算1から加算2への変更を希望する病院は、**様式40の7**を用いて届出を行うこと。
- (2) 当該届出が受理された月の属する四半期分から外来分も含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりDPC調査事務局に提出すること。

なお、データ提出加算2の届出を行っている病院が、外来データを提出しないものとして、データ提出加算1へ届出を変更することはできない。

### 4 その他留意事項等

- (1) 様式の提出先については、以下のとおりであること。

- ①「**様式40の5**」

病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

- ②「**様式40の7**」

病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都県事務所又は指導監査課

- ③「**様式40の8**」

病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

- (2) データ提出加算に係る施設基準は、**様式40の5**の届出時点で満たすことは必須ではなく、**様式40の7**の届出時点で満たしていれば良いこと。
- (3) 当該調査年度において、データ提出の遅延等が累積して3回認められた場合には、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出（**様式40の8**の提出）を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から算定できなくなることに留意すること。なお、「遅延等」の考え方は1の(3)と同様であること。
- (4) データに関する種々の連絡は、1(1)③のデータ提出事務連絡を含め**様式40の5**にて登録された連絡担当者へ厚生労働省保険局医療課担当者又はDPC調査事務局より、原則、電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。